



japan innovation

JI 法律経営グループ
経済産業省
経営革新等認定支援機関

労働基準監督署の調査で指摘を受けないために

「今すべきこと」

従業員からの労働基準監督署等に寄せられた労働相談件数は、平成 28 年度に約 113 万件と、9 年連続で 100 万件を超えました。また、労働基準監督署による調査件数は、毎年 10 万件を超え、約 7 割の会社で法令違反が指摘されております。

最近、労働基準監督署の調査が増加する中、指摘を受けず、自社を守るためにはどうすれば良いのか、「今すべきこと」をお伝えします。

<セミナー内容>

- ① 最近の労働基準監督署の調査について
- ② 調査でチェックされるポイント
 - ・雇用契約書があるか
 - ・長時間労働があるか
 - ・残業手当を支払っているか
 - ・健康診断を行っているか
 - ・有給休暇の日数を管理しているか、など
- ③ 調査後の対応方法
- ④ 会社を守るために今すべきこと



担当講師：



JI 法律経営グループ

社会保険労務士法人 JI 社会保険労務士事務所
社会保険労務士 藤澤 透

(1) 開催日時：平成30年2月7日(水) 14:00~15:30

(2) 場所：OKBふれあい会館 第1棟4F 406会議室
(岐阜県岐阜市藪田南5丁目14-53)

(3) 参加料：無料

(4) 定員：20名

(5) お申込先：



JI 法律経営グループ

社会保険労務士法人 JI 社会保険労務士事務所

Tel 058-273-7038

Mail ji-group@ji-g.jp